

幸区健康づくり推進連絡会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、区の特性を生かした市民健康づくり運動を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会議の名称は、幸区健康づくり推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)とする。

(所掌事項)

第3条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

(1) 地域の健康課題に関すること

(2) 「川崎市食育推進計画」と連携する、「川崎市健康増進計画」の推進に関すること

(3) 地域特性を生かした健康づくり推進のネットワークづくり

(4) その他必要な事項

(構成員)

第4条 連絡会議は、地域の健康づくり関係団体の代表者を含む12名以内をもって構成する。

2 委員の任期は2年とし、補充による場合の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課において処理する。

(分科会)

第6条 食育の推進に関する事項について、より専門的な連絡調整を図ることを目的として、「食育推進分科会」を置くことができる。

2 食育推進分科会の運営に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、保健所支所長の職務を担う地域みまもり支援センター所長（福祉事務所長が地域みまもり支援センター所長に充てられる場合には、副所長）が別に定

めるものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。